## 新型コロナウイルス感染症対策に関する休業・営業時間短縮 協力要請施設一覧

- 1 区域鹿児島県全域
- 2 期間 令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで [計12日間]

3 基本的に休業の協力を要請する施設

3 基本的に休業の	協力を要請する施設
施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, ダーツバー, パブ, 性風俗
	カラオケボックス、射的場、ライブハウス、
1 W W 777 +1 44	場外馬(車・舟)券場
大学,学習塾等	│大学,専修学校·各種学校,専門学校,高等 │専修学校,自動車教習所,学習塾,英会話教
	字   字
	道・書道・絵画教室,そろばん教室,バレエ
	教室,体操教室
	※ 但し、床面積の合計が100m以下に
	トロートのおけるは、適切な感染防止対策を施した トで営業
学校(上記を除く)	幼稚園,小学校,中学校,義務教育学校,高
	等学校,高等専門学校,中等教育学校,特別
	支援学校,日本語学校,外国語学校,インタ  -ナショナルスクール
	医療従事者やひとり親家庭など、保育を
	必要とする園児や児童等の居場所確保の
	取組みを継続して実施するよう要請
運動・遊技施設	体育館,屋内・屋外水泳場,ボウリング場,  スケート場,ゴルフ練習場・バッティング練
	習場の屋内施設、陸上競技場・野球場・テニ
	ス場(各屋外運動施設の観客席部分が対象),
	柔剣道場,スポーツクラブ,ホットヨガ・ヨ
	ガスタジオ,マージャン店,パチンコ屋,ゲ
	ームセンター, テーマパーク, 遊園地 劇場, 観覧場, プラネタリウム, 映画館, 演
	芸場
集会・展示施設	集会場,公会堂,展示場,貸会議室,文化会
  博物館・ホテル等	館,多目的ホール  捕物館 美術館 図書館 ホテル・協館(集
ほ物郎・ハル守	博物館,美術館,図書館,ホテル·旅館(集  会の用に供する部分に限る),科学館,記念
	館,水族館,動物園,植物園

商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)、ペット美容室、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場(集客活動を行い、来場を促すもの)、古物商(質屋を除く)、金券ショップ、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフ
	ショップ, 土産物屋, 旅行代理店(店舗),    アイドルグッズ専門店, ネイルサロン, まつ   毛エクステンション, 岩盤浴, サウナ, エス   テサロン, 日焼けサロン, 脱毛サロン, 写真
	屋, フォトスダジオ, 美術品販売, 展望室 へ ※ 但し, 床面積の合計が100㎡以下に おいては, 適切な感染防止対策を施した 上で営業

※ 「大学,学習塾等」「博物館・ホテル等」「商業施設」について, 床面積の合計が1,000㎡を超えるものは特措法による協力要請, 1,000㎡以下のものは特措法によらない協力依頼である。

## 4 営業時間短縮を要請する施設

食事提供施設 飲食店(居酒屋含む),料理店,喫茶店等 ※ 営業時間の短縮については,朝5時7 ら夜8時までの間の営業を要請し,う 類の提供は夜7時までとすることを 請(宅配・テークアウトサービスは除く)

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、 適切な感染防止対策を講ずること。

## 5 基本的に休業・営業時間短縮を要請しない施設

医療施設	病院,診療所,薬局等
社会福祉施設等	保育所,放課後児童クラブ,放課後等デイサ
	ービス
	※ 家庭での対応が可能な利用者への利用
	の自粛を要請し、保育の提供及び預かり
	<u>を縮小して実施</u>
	高齢者,障がい者など特に支援が必要な方々
	の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセン
販売施設	ター・スーパーマーケット等における生活必
	需物資売場,コンビニエンスストア等
住宅,宿泊施設	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分を除
<b>本</b> 泽 挑 胆 <b>左</b>	く), 共同住宅, 寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス,タクシー,レンタカー,鉄道,船舶,
工 担 <i>生</i>	航空機,物流サービス(宅配等)等
工場等	工場,作業場等
金融機関·官公署 等	銀行,証券取引所,証券会社,保険,官公署,
<del>  寸</del>	事務所等
この 供	※ テレワークの一層の推進を要請   メディア 蒸送場 発湿 質景 獣医 理美
その他	メディア,葬儀場,銭湯,質屋,獣医,理美  容,クリーニング・ランドリー,ごみ処理関
	谷, グリーニング・ブンドリー, こみ処理関  係等
	亦寸   · · · - ·      -    -   -   -    -

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

## 【別表】適切な感染防止対策

【別女】 廻りな忍木!	, ., .
目的	具体的な取組例
発熱者等の施設へ	・従業員の検温・体調確認を行い,37.5
の入場防止	度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い,37.5
	度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉,	・店舗利用者の入場制限,行列を作らないた
密集,密接)の防	めの工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
止	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓
	を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避
	け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染,接触感	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチ
染の防止	ケット,手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒,咳
	エチケット,手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感	・ラッシュ対策(時差出勤,自家用車・自転
染の防止	車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等に
	よる在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを
	活用),来訪者数の制限